

青森県報

号外第八号

令和二年
二月二十八日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……

規 則

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項」に、「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」を「次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)」に、「次条」を「次項、次条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二十五条の規定により、同条第一号に掲げる書類を知事(法第十五条の六第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。))が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。))を行う場合にあつては、指定試験機関。以下この項(第三号口を除く。)

く。)、第二十五条並びに第二十六条第一項及び第二項において同じ。)に提出した場合において当該書類に記載された内容と第一号様式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは第三号に掲げる書類を、第二十五条第二号に掲げる書類を知事に提出した場合において当該書類に記載された内容により法第四条第四項第二号から第四号までの要件(建築実務の経験に関するものに限る。)を満たすものであるときは第四号に掲げる書類を添えることを要しない。

第一条第一項に次の各号を加える。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類

二 知事が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

三 次に掲げる書類

イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に規定する科目を修めて卒業したことを証する証明書

ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足りる書類

ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 法第四条第四項第二号若しくは第四号に該当する者又は同項第三号に該当する者のうち、建築実務の経験に関する要件を満たす者にあつては、第二号様式による建築実務の経験を記載した実務経歴書及び第三号様式による使用者その他これに準ずる者が当該実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書

第一条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第一号様式による免許申請書に、前項第一号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

第二条中「第二号様式」を「第四号様式」に改める。

第九条中「第三号様式」を「第五号様式」に改める。

第十九条第三号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改める。

第二十三条第一項中「その申請により、学科試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験」を「学科試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下この項において「学科合格試験」という。）」に、「二回」を「四回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち二回（学科合格試験の設計製図試験を受けなかった場合においては、三回）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十五条中「（指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関。次条第一項及び第二項において同じ。）」を削り、同条第一号イ中「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同号口中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 法第十五条第二号に該当する者のうち、口に掲げる者以外の者にあつては、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

第二十五条第一号ニを削り、同条第二号を次のように改める。

二 法第十五条第二号に該当する者のうち、建築実務の経験に関する要件を満たす者又は同条第三号に該当する者にあつては、第二号様式による建築実務の経験を記載した実務経歴書及び第三号様式による使用者その他これに準ずる者が当該実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書

第二十五条第三号中「五・五センチメートル、横四センチメートル」を「四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

第三十条第二項中「合格者一覧表」の下に、「第二十五条の受験申込書並びに同条第一号及び第二号に掲げる書類」を加え、同条第三項中「合格者一覧表」を「添付書類」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

二級 建築士免許申請書（第一面）

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けてください。

私は、
二級 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。
私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 _____ (自署)

青森県知事 殿
指定登録機関 (名)

ふりがな	氏名	生年月日	性別	□男 □女	出生年月日	写真 縦4.5cm、横3.5cm の写真の裏面に氏名 及び撮影年月日を記 入してのりで貼付し てください。写真は 2 貼付した写真は 免許証に転写され ます。
本籍地	〒					
現住所						(電話)
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した年		合格番号	年	号	
登録申請区分	合格通知書日付	年 月 日	1 学歴□ 2 学歴+実務□ 3 資格□ 4 実務□ 5 建築士法第四第五項□	年	号	
1 学歴により申請する場合のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	年 月 日	年 月 日	建築実務経験期間の合計
2 学歴+実務により申請する場合のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	年 月 日	年 月 日	建築実務経験期間の合計
3 資格により申請する場合のみ記入	資格名称		資格取得等の年月日	年 月 日	年 月 日	
4 実務により申請する場合のみ記入	建築実務経験期間の合計		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
5 建築士法第四第五項により申請する場合のみ記入	免許名称	免許者名	免許の年月日	年 月 日	資格認定書の年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(第二面)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがな くなつた日	ある□ ない□	年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯し て罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑	ある□ ない□	年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一般建 築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあ りますか。 あるときはその日	ある□ ない□	年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、 その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一般建 築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあ りますか。 業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間	ある□ ない□	年 月 日
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を通 正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う ことができないう状態ですか。	はい□ いいえ□	年 月 日から 年 月 日まで

※指定登録機関記載欄

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

第四号様式を削り、第三号様式を第五号様式とし、第二号様式を第四号様式とし、
第一号様式の次に次の二様式を加える。

第2号様式(第1条、第25条関係)

実 務 経 歴 書

【記入注意】この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験や登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、受験ができなくなる場合や登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置を受け、又は受験や登録が認められない場合もあります。

私は、**試験**を受けたので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて**第三**者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 ----- (自 署)

青森県知事
指定試験機関
指定登録機関
(名 称)

勤務先(部署名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
		年 月～年 月	年 月
在職期間	地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第一条の二)	
年月～年月	年月数		
年月～年月	年月		
実務経歴の詳細		建築実務経験期間の合計	
		年 月	
対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	年月数
		年月～年月	年月数
(1)		年 月～年 月	年 月
実務経歴の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に)		用途・構造・規模・担当業務(等)	
対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	年月数
		年月～年月	年月数
(2)		年 月～年 月	年 月
実務経歴の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に)		用途・構造・規模・担当業務(等)	
対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	年月数
		年月～年月	年月数
(3)		年 月～年 月	年 月
実務経歴の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に)		用途・構造・規模・担当業務(等)	
※指定試験機関記載欄		※指定登録機関記載欄	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式(第1条、第25条関係)

実 務 経 歴 証 明 書

年 月 日

青森県知事
指定試験機関
指定登録機関
(名 称)

証明者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

電話番号

試験申込者との関係

④

下記の者が申し込んだ**二級 建築士 免許 申請 書**に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 試験申込者氏名
免許申請者

2 建築実務経験

(1) 建築実務経験期間の合計： 年 月

(2) 建築実務経験の内容：

備 考

1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。

2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを証明すること。

3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得るものであること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則

- 1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対する改正後の青森県建築士法施行細則第一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科試験に合格した者に対する改正後の青森県建築士法施行細則第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭